

クリアモール・
八幡通り周辺地区



都市景観通信

この通信は、「クリアモール・八幡通り周辺地区都市景観協議会」の内容を地域の皆様に紹介するものです。

クリアモール・八幡通り周辺地区都市景観協議会が発足しました

平成 19 年 1 月に川越市都市景観条例に基づく「クリアモール・八幡通り周辺地区都市景観形成地域」の運用が始まりました。川越の顔となる地区にふさわしい景観をつかっていくための「まちづくりルール」を条例として定めたものです。

8 月 23 日(木)には、自治会や商店街の代表からなる「都市景観協議会」の発足会が開かれました。今後、「都市景観協議会」では、景観形成地域内で建設予定の規模の大きな建物に対して、建築確認申請の前に事業者などとの話し合いを持ち、「まちづくりルール」に基づく地域の声を反映させる役割を担います。



委員会の構成 (18 名 敬称略、順不同)

委員長：

副委員長：

委員：

協議の対象となる大規模建築物

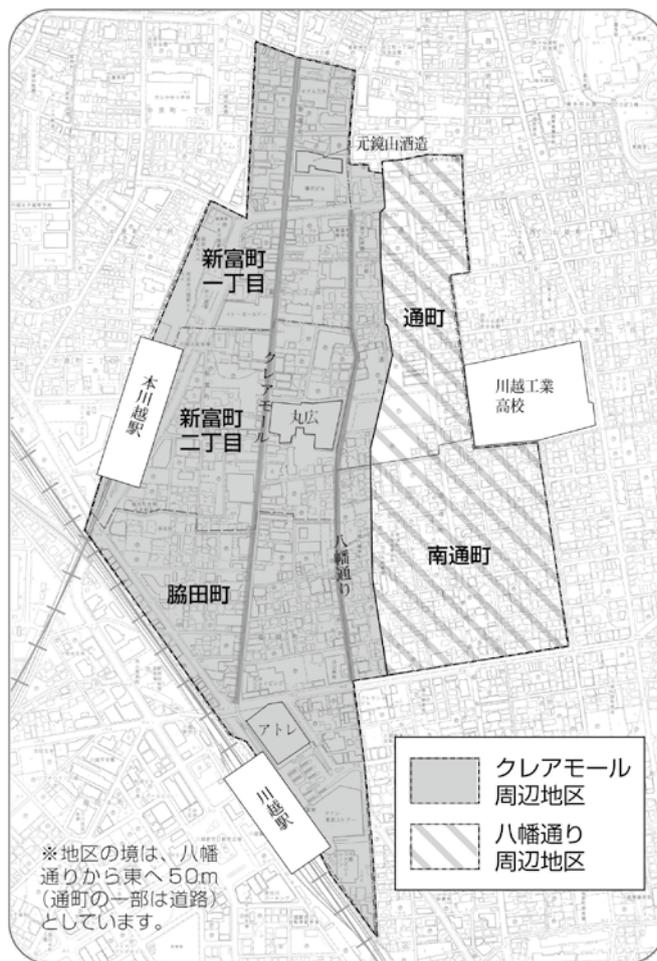
高さが 15 メートルを超え、又は建築面積が 1000 平方メートルを超える建築物

協議の時期

建築確認申請の前

都市景観地域の範囲

「クリアモール・八幡通り周辺地区都市景観形成地域」の範囲は、右図に示す新富町 1 丁目、新富町 2 丁目、脇田町、通町、南通町の全部です



※ ホームページへの掲載にあたり、個人名の記された部分は削除させていただきました。

都市景観形成地域内で、建築物の新築・増築などを行う場合は、大規模建築物に限らず、川越市への届出が必要になります

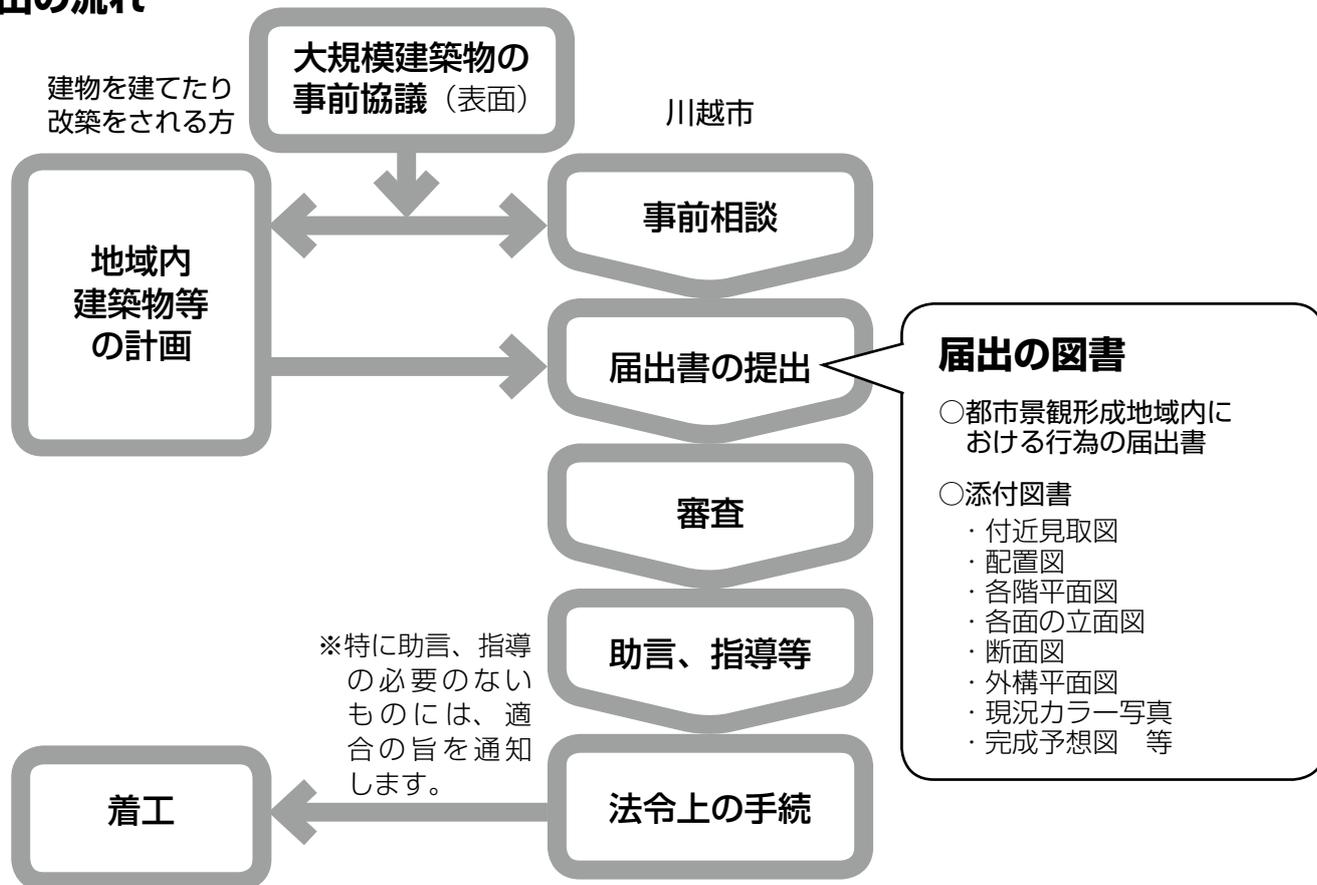
都市景観形成地域内において、建物の新築・増築などを行なう場合は、規模の大小に関わらず川越市への届出が必要になります。市では、届出の内容が都市景観形成地域の基準（「まちづくりルール」）に一致しているかをチェックし、必要であれば助言、指導等を行います。

軽微なものについては、届出が必要ない場合もありますので、建物の新築・増築などの計画をお持ちの方は、お気軽に川越市都市計画部都市景観課にご相談いただければと思います。

届出が必要な行為

1. 建築物及び工作物の新築、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替又は外観の過半にわたる色彩若しくは材質の変更
2. 広告物の表示、移転またはその内容の変更
3. 宅地の造成その他の土地の形質の変更及び木竹の伐採のうち、次の行為に該当するもの
 - 1) 高さ 1.2m を超えるのりを生ずる切上又は盛土を伴う土地の形質の変更
 - 2) 樹高 10m 以上又は地上 1.5m の高さにおける幹の周囲が 1m を超える樹木の伐採
4. 建築物及び工作物の移転、解体又は除却

届出の流れ



問い合わせ：川越市 都市計画部 都市景観課

049-224-8811 (内線 3271)